

育てよう！
笑顔と自然と文化のまちを

茂原市 まちづくり条例

逐条解説 (暫定稿)



茂原市マスコットキャラクター
モバリん

平成 年 月

千葉県茂原市

第2章 情報の共有【暫定稿】

市政に関する情報の共有

第5条 市及び議会は、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。

2 市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、茂原市情報公開条例及び茂原市行政手続条例（未定稿）の規定に基づき、保有する情報を適正に公開します。

3 市及び議会は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を原則として公開します。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。

【解説】

（第1項）

- 情報公開・情報共有は、市民自治によるまちづくりを進める上での大前提であり、情報を共有するためには市民が受け取った情報を理解する必要があることから、市及び議会が市政に関する情報を分かりやすく公正に提供することを規定しています。
- 市の基本的な政策等について、企画立案段階で市民に情報が提供され、市民からの意見提出などのやり取りを重ねた結果を、計画に反映することができるように、いわゆる「たたき台」の段階など、適切な時期に情報提供することが重要です。「適切な時期」がいつであるのかは、運用の中で形作っていく必要があります。
- 情報公開・情報共有の手法については、それぞれ長所・短所があり、また、市民側の入手及び活用の方法もさまざまであることから、より効果的な情報公開・情報共有の手法を用いる必要があります。

（第2項）

- 市及び議会は、職責に基づく市民への説明責任を有していることから、市民からの求めに応じ、保有する情報を適正に公開することを規定しています。なお、「茂原市情報公開条例」及び「茂原市行政手続条例」（未定稿）は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。

（第3項）

- 市及び議会が、審議会その他の附属機関等の会議を原則として公開することを規定しています。
- 会議を「非公開とする合理的理由」とは、茂原市情報公開条例第23条に列挙されている理由に該当する場合を指します。具体的には、(1) 法令又は他の条例に特別の定めがある場合、(2) 非公開情報に該当すると

認められる事項を審議する場合、(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認める場合です。

個人情報保護

第6条 市及び議会は、茂原市個人情報保護条例の規定に基づき、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等に当たっては、適切な保護措置を講ずるものとし、ます。

【解説】

- 「情報の共有」と対を成す重要なものとして、「個人情報の保護」について規定しています。「茂原市個人情報保護条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。

説明責任・応答責任

第7条 市及び議会は、市政に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明するものとし、ます。

2 市は、市民からの意見、提案、要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講ずるものとし、ます。

【解説】

(第1項)

- 市及び議会が、市民に対して、それぞれの職責に応じた説明責任を有していることから、市政に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明することを規定しています。
- 「適切な方法による説明」とは、住民説明会や公聴会等を開催し、意見交換の場や機会を設けることを言います。

(第2項)

- 市民からの意見、提案、要望等があったときに、速やかな状況確認及び必要に応じた業務改善を行うなど、市が適切に応答することを規定しています。

| | | |
|-------------|--|---|
| 項目 | H26.4.25 まちづくり条例策定協議会 | まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書） |
| 市政に関する情報の共有 | <p>（市政に関する情報の共有）</p> <p>第5条 市及び議会は、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。</p> <p><u>2</u> 市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、<u>茂原市情報公開条例及び茂原市行政手続条例（未定稿）の規定に基づき</u>、保有する情報を適正に公開します。</p> <p><u>3</u> 市及び議会は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を原則として公開します。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。</p> | <p>（市政に関する情報の共有）</p> <p>第5条 市及び議会は、<u>市政への市民の参加が促進されるよう、計画立案段階から</u>市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。</p> <p><u>2</u> 市民自治によるまちづくりを進めるために、<u>市民の持っている有効な情報を提供し、市民・市・議会で適正に共有します。</u></p> <p><u>3</u> 市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、<u>求めに応じ</u>、保有する情報を適正に公開します。</p> <p><u>4</u> 市及び議会は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を原則として公開します。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。</p> |
| 個人情報の保護 | <p>第6条 市及び議会は、<u>茂原市個人情報保護条例の規定に基づき</u>、保有する個人情報の適切な取り扱いを確保しなければなりません。</p> | <p>第6条 市は、保有する個人情報について<u>適正に管理するものとし、その利用及び提供等にあたっては、適切な保護措置を講ずるものとし</u>ます。</p> |

| | | |
|---------------|--|---|
| 説明責任・ 応答責任 | <p>第7条 市及び議会は、<u>市政に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明するもの</u>とします。</p> <p>2 市は、<u>市民からの意見、提案、要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるもの</u>とします。</p> | <p>第7条 市は、<u>市政の計画立案、実施および評価の各段階において、適切な方法により市民に分かりやすく説明するもの</u>とします。</p> <p>2 市は、<u>市民から意見、提案、要望等（以下「意見等」といいます）が積極的に提出されるよう、様々な工夫をする必要があります。また、その意見等には、適切に応答するもの</u>とします。</p> <p>3 市長は、<u>行政運営に関し要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるとともに、要望等の内容を取りまとめ、公表するもの</u>とします。</p> |
|---------------|--|---|